

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フィルタウンショッピングセンター
遠田郡美里町牛飼字八反92 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ウジェスーパー 代表取締役 氏家 良典
登米市迫町佐沼字中江1-7-1
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 繁忙期等の混雑が予想される時は、周辺交通の妨げにならないよう案内表示や交通整理員の配置等により、交通安全対策への配慮をお願いしたい。
 - (2) 計画地東側には、小牛田小学校があることから、特に児童等の歩行者に対する安全確保に万全を期していただきたい。
 - (3) 店舗は深夜までの営業が予定されていることから、警備員の巡回、駐車場における照明の設置等により、防犯対策への配慮をお願いしたい。
 - (4) 騒音や廃棄物対策について、より一層の配慮及び適切な管理をお願いしたい。
 - (5) 住民説明会時の意見・要望等について、住民の理解が得られるよう対応していただきたい。
 - (6) 災害発生時において、駐車場を避難場所として提供する等、協力をお願いしたい。
 - (7) 地元雇用の促進に配慮をお願いしたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び美里町役場
- 6 縦覧期間
平成24年10月12日から平成24年11月12日まで（ただし、閉庁日を除く。）